

白浜町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和7年1月10日（金）午後1時30分
2. 閉会日時 令和7年1月10日（金）午後3時25分
3. 開催場所 日置川拠点公民館 2階 大会議室
4. 出席委員

1番 小野 真一	2番 市川 博	3番 清水 哲治
4番 杉谷 孫司	5番 南 喜久治	6番 後呂 豊
7番 尾崎 義治	8番 福田 博保	9番 鈴木 隆文
10番 木戸 孝	11番 藤原 久恵	12番 山本 孝一
14番 大平 倫生		
5. 欠席委員 13番 柏木 彰文
6. 事務局

局長 古守 繁行	係長 柳原 克彰	主査 森 有輝
主事 赤井 志央	主事 古谷 亨弘	
7. 議事日程

開会	
議事録署名委員の指名	
議事	
報告第1号	農地使用貸借の合意解約について
報告第2号	農地法第3条第1項第13号の規定による届出について
報告第3号	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地貸付先の変更について
議案第1号	国土調査法に基づく地籍調査に係る地目の認定について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可について
議案第3号	農地法第4条の規定による許可について
議案第4号	旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第5号	農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について
その他	

8. 会議の概要

局長 皆さんこんにちは。定刻となりましたので、只今から1月の農業委員会を開催させていただきますと思います。それでは早速ですけれども、会長にご挨拶をいただきまして、引き続き議長として会議を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。それでは、只今より会議に入らせていただきたいと思います。本日の会議に際して、事前に欠席届をいただいております委員さんは、13 番の柏木委員でございます。また、本日は、白浜・西富田地区、南白浜地区、北富田地区、富田地区、椿地区、日置地区、大古・矢田・安宅・塩野地区、田野井・ロケ谷地区、三舞地区、川添地区の推進委員さんに出席いただいております。それから、本日の議事録の署名委員を指名させていただきます。6 番の後呂 豊委員と 12 番の山本孝一委員を本日の議事録署名委員に指名いたします。よろしくお願いいたします。

6 番委員 はい。

12 番委員

議長 それでは、早速ですが、議題に入らせていただきます。報告第 1 号 農地使用貸借の合意解約について事務局より報告願います。

係長 はい。報告第 1 号 農地使用貸借の合意解約についてご報告いたします。議案書の 1 ページをお願いいたします。番号 1。対象地は〇〇で、地目は田、面積は〇〇㎡です。借り手は和歌山県農業公社で、貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、農地中間管理事業による貸付先は〇〇の〇〇です。使用貸借権の解約です。申請理由は自己都合のため。令和 6 年 11 月 14 日解約したものです。

続きまして、議案書の 2 ページをお願いいたします。番号 2。対象地は〇〇外 1 筆で、地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。借り手は和歌山県農業公社で、貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、農地中間管理事業による貸付先は〇〇の〇〇です。使用貸借権の解約です。申請理由は自己都合のため。令和 6 年 11 月 14 日解約したものです。

続きまして、議案書の 3 ページをお願いいたします。番号 3。対象地は〇〇で、地目は田、面積は〇〇㎡です。借り手は和歌山県農業公社で、貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、農地中間管理事業による貸付先は〇〇の〇〇です。使用貸借権の解約です。申請理由は自己都合のため。令和 6 年 11 月 14 日解約したものです。以上、ご報告いたします。

議長 事務局からの報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問等はございませんか。

〇〇委員 解約に至った理由はなんですか。解約するまでの期間が短いので、補助金だけを受け取る目的だったのではないですか。

係長 会社が閉鎖され、耕作が滞っていることから、今回の解約につながりました。補助金に関しては、後日調査します。

〇〇委員 補助金というお話がありましたが、こういう場合、補助金があるのですか。

係長 恐らく、農地流動化の補助金だと思いますが、手元に資料がないので、後日調査します。

〇〇委員 この畑の栽培実績はあるのですか。

〇〇委員 最近の実績はありません。ここは日当たりが悪く、半日は日が当たりません。

議長 野菜栽培には適していなかったのですね。

局長 当該会社は、身体障害者の方を雇用してホテルを経営し、何年か前に話題になっていたかと思います。最初の耕作地は令和2年に契約しており、その隣の畑を順次借りているため、恐らく、畑で野菜を作って自分たちのホテルへ納めることを考えていたかと思います。補助金に関しても、補助金を受け取ることが目的ではなく、農地中間管理機構を利用した結果、発生したものだと思います。ただ、ご指摘のように短期間で解約した場合、補助金を受け取る目的で契約する恐れもありますので、制度設計も含めて今後は検討したいと思います。

〇〇委員 これからもこうした案件が出てくると思いますので、農業公社もきちんと審査しないといけないと思います。

〇〇委員 何もしなければ、こうした土地は使われなくなるのではないですか。ただ、普通であればこういう日当たりの悪い土地は使わないと思います。役場に申請があったときに、この土地で野菜を作ることができるのか、親切に教えてあげないといけないのではないですか。

係長 はい。承知しました。

議長 それでは、申請書を受け取った時点でもっと精査するということで、報告第1号につきましては、会長に対する事務委任規則第3条に基づく報告とさせていただきます。続きまして、報告第2号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について事務局から説明願います。

係長 はい。報告第2号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出についてご報告いたします。議案書の4ページをお願いいたします。番号1。対象地は〇〇外1筆で、地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は和歌山県農業公社です。申請理由は譲渡人においては、規模縮小したいと考えたため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては、特例事業として農業委員会のあっせんに基づき買入れるため、本申請に至りましたとのことで

す。なお、令和 6 年 12 月の総会において、議案第 35 号「農地中間管理機構による農用地の買入斡旋について」の承認を得て、12 月 9 日付けで和歌山県農業公社に事業要請をし、12 月 16 日付けで、公社より、農用地等買入承諾通知及び農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による届出がありました。以上、ご報告いたします。

議長 事務局からの報告を終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問等はございませんか。

〇〇委員 特例事業とは何ですか。

係長 前回に説明もしましたが、農地を手放したい方がいて、農業委員会で買い受ける方を探します。また、若干の事務手数料は必要となりますが、農業公社を介して売買することにより、売買価格に対する所得税の控除があるというメリットがございます。これまで白浜町では実績がなく、本件が第 1 号の申請となります。

〇〇委員 例えば、この制度を使った売買が著しく低い金額になった場合、その金額で売買をしたという事実が残ってしまうのではないかと思います。その場合、苦勞してした圃場整備が、将来的な金額を下げることにつながりかねないか危惧します。

係長 金額については、委員会終了後にあっせん委員と再度協議したいと思います。

〇〇委員 こうした複雑な制度を使うのではなく、当事者間で取引していただくことはできないのですか。

局長 法律でこの制度がある以上、こうした申請を不受理にはできません。制度がある以上、農業委員会で審議し取り組むこととなりますので、ご理解いただきたいと思います。

〇〇委員 あっせんが不調になれば、当事者間で取引していただくことになるのですか。

局長 その通りです。

議長 報告第 2 号につきましては、報告でございますので、申請通り了承とさせていただきますが、次のあっせんの段階で協議をしていただきたいと思います。続きまして、報告第 3 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地貸付先の変更について事務局より報告願います。

係長 はい。報告第 3 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地貸付先の変更についてご報告いたします。議案書の 5 ページをお願いいたします。番号 1。対象地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。旧貸付先は〇

〇の〇〇さん〇〇歳で、新貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。農地中間管理事業による貸付先の変更で、和歌山県の許可日から令和13年12月31日までの使用貸借権の設定で、利用目的は野菜・花卉栽培です。

続きまして、議案書の6ページをお願いいたします。番号2。対象地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。旧貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、新貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。農地中間管理事業による貸付先の変更で、和歌山県の許可日から令和13年12月31日までの使用貸借権の設定で、利用目的は野菜・花卉栽培です。以上、ご報告いたします。

議長 事務局からの報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問等はありませんか。

全員 意見なし。

議長 ご意見ご質問がないようですので、報告第3号につきましては、会長に対する事務委任規則第3条に基づく報告とさせていただきます。続きまして議案第1号 国土調査法に基づく地籍調査に係る地目の認定について上程いたします。地籍調査室から説明願います。～地籍調査室、国土調査法に基づく地籍調査にかかる地目の認定について説明した。～

議長 地籍調査室より説明が終わりました。現地調査をしていただいた委員さんにご意見をお伺いしたいと思います。〇〇地区、〇〇地区、〇〇地区、〇〇地区でございます。〇〇地区、〇〇地区につきましては、〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 〇〇地区につきましては、〇〇地区の〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 〇〇地区につきましては、〇〇地区の〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 〇〇地区の4筆の土地について、雑種地から田に地目変更するとありますが、私が見たところ、擁壁工事をした上で埋め立てているので、用水路が使えるよ

うには見受けられませんでした。この地目変更は、どういう理由で決まるのですか。

地籍調査室 地目変更については、各地区の地籍調査推進委員と地権者で立会し、協議した上で決めています。また法務局とも相談しながら、現場立会を行っています。

議長 この地目変更は、関係者全員の了承を得ているのですか。

地籍調査室 その通りです。

議長 個人的な見解では、用排水設備があり、貯水機能がある土地は田と認識しています。また国の定義でもそうになっています。したがって、擁壁工事をして水が入らない土地を田として扱うことは理解できません。地籍調査室や法務局の見解はどうなっているのですか。

地籍調査室 地目調査要領によれば、一時的に灌漑して歴然としているものを除くとありますので、田に含まれると判断しました。

議長 正確な時期などは分かりませんが、あの付近であれば、かつては田であったと思います。しかし、埋め立てをしているため、過去の農業委員会で田を畑や雑種地に変更したのではないかと思います。それを地籍調査の時に、もう一度、田へ変更するというのは、おかしいと思います。この地目変更は再考していただきたいと思います。

〇〇委員 現況で、田として作っているのではないですか。推進委員の方々が、現況から田として認定したということではないのですか。

局長 この地籍調査室の案は、農業委員会で議決するものではなく、この案に対して農業委員会としての意見を求めるものです。また推進委員についても、地籍の委員が認定しているため、農業委員会の委員が認定したということではありません。したがって、会長が主張されたように、この土地は田ではないという反対意見があった場合、一度保留し、来月まで結論を先延ばしするのやむを得ないのではないかと思います。そのことについて、皆様でご協議をお願いしたいと思います。

議長 埋め立てた上で擁壁工事をし、水田としては利用することができない土地を田に戻すということは納得できません。私は、この案は保留にしたいと思います。

〇〇委員 私の記憶が確かなら、1-17については、約5年前にエンドウを作っていたと思います。それ以外に作っているのを見たことはなかったと思います。

〇〇委員 擁壁工事に着手したのは、昨年ですか。地籍調査を行った後で、変化がなかったのか気になります。ただ、擁壁工事に関しては、我々も推測の域で話しているのではないのでしょうか。また、地権者の方がこの地目変更に承諾しているのであれば、それは個人の権利ではないのでしょうか。

〇〇委員 水を入れて貯めることはできるのですか。

〇〇委員 水を入れることはできると思います。水路がなければ、田として認定できないのではないですか。

〇〇委員 現実的に、そこで米を植えることができるのですか。米を植えてこそ水田だと思います。

議長 100 パーセントできません。

〇〇委員 それができない場所を田に変更したということですか。

議長 長くなりますので、議案第 1 号につきましては、2- (5) 異種目の全部を農地に地目変更する物件のうち、〇〇地区の 4 箇所は審議保留とし、来月までに再度現地の確認をお願いするとともに、それ以外については承認することに決定いたします。それでは、地籍調査室に退席していただきます。～地籍調査室、退席した。～

議長 続きまして、議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可について上程いたします。4 件ございますが、一括して事務局から説明願います。

係長 はい。議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可についてご説明いたします。議案書の 8 ページをお願いいたします。番号 1。対象地は〇〇外 2 筆で、地目は台帳、現況ともに全て田、面積は合計〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は、〇〇㎡です。申請理由は譲渡人においては、当該地について譲受人により耕作管理してもらっていましたが、遠方につき、将来において耕作管理ができないことから売却したいと考えたため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては、譲渡人より売却したいとの話を聞き、購入することにしたいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。

続きまして、議案書の 9 ページをお願いします。番号 2。申請地は〇〇で、地目は台帳、現況ともに畑。面積は〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は、〇〇㎡です。申請理由は譲渡人においては、当該地を相続により取得しましたが、農業を営んでおらず耕作できないため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては、当該地は自宅に隣接しており、耕作に最適であることから、本申請

に至りましたとのことです。

続きまして、議案書の 10 ページをお願いします。番号 3。申請地は〇〇で、地目は台帳が田、現況が畑。面積は〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は、〇〇㎡です。申請理由は譲渡人においては、高齢のため、耕作放棄地となっており、譲渡したいと考えたため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては、当該地は所有している農地の隣接地であり、効率的に耕作できることから、譲り受けたいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。

続きまして、議案書の 11 ページをお願いします。番号 4。申請地は〇〇外 1 筆で、地目は台帳、現況ともに畑。面積は合計〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は、〇〇㎡です。申請理由は譲渡人においては、居住地が遠方につき、当該地を耕作できないため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては、当該地において永年耕作しており、隣接地であることから譲り受けたいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。また、書類を精査したところ、全て農地法第 3 条第 2 項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「取得後、農地を利用すること」、「機械・労働力・技術」などでございます。以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 事務局からの説明を終わります。1 番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません、耕作しております。

議長 2 番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 3 番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。この土地は耕作放棄していたので、田にするのは相当努力が必要だと思いますが、区としてはありがたいと思います。

議長 4 番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。保全状態も良好で、管理も良く問題ございません。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第2号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第3号 農地法第4条の規定による許可について上程いたします。事務局より説明願います。

係長 はい。議案第3号 農地法第4条の規定による許可についてご説明いたします。議案書の12ページをお願いいたします。番号1。申請地は〇〇で、地目は台帳、現況ともに畑。面積は〇〇㎡です。申請人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。住宅用地への転用申請です。申請理由は、相続により取得した当該地が実家の近くにあり、住宅を建築したいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。また、隣接同意、水利組合の同意が添付されています。なお、本申請地の農地区分は、300m以内に高速道路等の出入口があることから第3種農地に該当いたします。また、書類を精査したところ、農地法第4条第6項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「資力・信用」、「計画面積の妥当性や土地の利用見込み」、「転用行為の確実性」などです。現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライドで説明した。～以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明を終わりました。本件につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 申請人のお父様が亡くなられ、こちらへ戻ってきて家を建てるとのことで、特に問題ございません。

議長 他の委員さん方いかがですか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第3号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第4号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について上程いたします。事務局から説明願います。

係長 はい。議案第4号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書の13ページから14ページをお願いいたします。集積計画の概要をご説明いたします。利用権設定件数は8件、12筆で、面積は合計〇〇㎡となっております。また、1番と4番が賃貸借権で、それ以外の2番、3番、5番から8番は使用貸借権の設定で、和歌山県農業公社が利用権設定で借り受けた後、農地中間管理事業により貸し付けを行うことになっております。

続きまして、詳細についてご説明いたします。議案書の 15 ページ、16 ページをお願いいたします。番号 1。申請地は〇〇外 1 筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 7 年 2 月 1 日から 4 年 11 カ月間の賃貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、議案書の 17 ページをお願いいたします。番号 2。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 7 年 2 月 1 日から 3 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻・野菜栽培です。

続きまして、議案書の 18 ページをお願いいたします。番号 3。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 7 年 2 月 1 日から 5 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻・野菜栽培です。

続きまして、議案書の 19 ページをお願いいたします。番号 4。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は合計〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 7 年 2 月 1 日から 4 年 11 カ月間の賃貸借権の新規設定で、利用目的は水稻・野菜栽培です。

続きまして、議案書の 20 ページをお願いいたします。番号 5。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 7 年 2 月 1 日から 5 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻・野菜栽培です。

続きまして、議案書の 21 ページをお願いいたします。番号 6。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 7 年 2 月 1 日から 3 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻・野菜栽培です。

続きまして、議案書の 22 ページをお願いいたします。番号 7。申請地は〇〇外 1 筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 7 年 2 月 1 日から 10 年 1 カ月間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の 23 ページをお願いいたします。番号 8。申請地は〇〇外 2 筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 7 年 2 月 1 日から 10 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は梅を新植します。また、書類を精査したところ、いずれも旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 事務局からの説明を終わりました。1 番から 6 番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 7 番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 利用権再設定のため、問題ございません。

議長 8 番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第 4 号につきまして、計画の決定を承認いたします。続きまして、議案第 5 号 農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について上程いたします。事務局より説明願います。

係長 はい。議案第 5 号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更についてご説明いたします。これは農用地の除外申請について、町長より本委員会の意見を求められた案件でございます。議案書の 24 ページをお願いいたします。1 番。申請地は〇〇で、地目は台帳、現況ともに田、面積は〇〇㎡です。申請者は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、変更後の土地利用の目的は、建設機械、建設車両置場です。変更理由は、当該地を建設機械・建設車両置場として利用したいため、農用地利用計画を変更する必要があることから、本申請に至りましたとのことです。現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライドで説明した。～なお、書類を精査したところ、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項の各号の除外するための要件を全て満たしております。精査内容は、「計画面積の妥当性」、「農用地区域外の土地をもって代えることが困難」、「農用地の集団化・農作業の効率化等、総合的な利用に支障を及ぼさない」などでございます。以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 事務局からの説明を終わります。〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 断面図に盛土との記載がありますが、舗装しないのですか。舗装しなければ、地面が土でドロドロになるのではないですか。

係長 申請書も確認しましたが、盛土は植生等で保護すると記載があるので、恐らく表面は土のままであると思われます。

〇〇委員 ここは以前、蓮園だった場所なので、舗装をしていないと土を道路へ持ち出すのではないのでしょうか。車の出入りが多いと思われますし、盛土だけでは泥をかなり持ち出すと思います。

係長 排水計画によりますと、雨水は基本的に自然浸透、余剰水は北側の既設排水溝へ排水するため、影響はあまりないかと思われます。

〇〇委員 計画でそうになっていたとしても、水害があれば、かなり水が溜まると思います。道へ泥を持ち出さないように指導していただきたいと思います。

係長 はい。承知しました。今回は除外申請ですので、農地転用の申請時に雨天時の出入りの際、道路を泥などで汚さない計画とするよう意見を付し、指導していきたいと思います。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第5号につきましては、申請通り承認いたします。以上で、予定しておりました議案は全て終了いたしました。続きまして、その他の事項について、事務局より報告願います。

係長 はい。
～農業委員・農地利用最適化推進委員活動報告書の提出について、依頼した。～
～農政情報、わかやま農業経営就農サポートセンターPR用資材の配布について、説明した。～

局長 ～町内における地元米流通システムの構築について、説明した。～

議長 他に何かご意見等はございませんか。

全員 意見なし。

議長 なければ、次回の委員会につきましては、令和7年2月7日（金）午後1時30分から富田事務所2階会議室での開催を予定しております。それでは、本日はこれで委員会を終了したいと思います。いかがですか。

全員 異議なし。

議長 以上をもちまして、委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。
 ～太平会長は、午後 3 時 25 分に閉会を宣した。～

この議事録は事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

委 員

委 員

※署名については、原本に行っています。